

最短2日で導入可能！

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入手順

ご不明点は
コールセンターまで

1 端末等の選定/購入

オンライン資格確認が実施できる機器を選定のうえ、購入してください。
※購入した際の領収書は補助金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。



対象の機種
はこちら

2 ポータルサイトでのユーザー登録/利用申請

- ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録を行ってください。
- 登録後に、ポータルサイトへログインし、以下を参考に利用申請を行ってください。

Step1 医療機関等向け総合ポータルサイト
でのユーザー（アカウント）登録※

※ユーザー（アカウント）未登録の場合のみ

Step2 医療機関等向け総合ポータルサイト
にログイン

新規ユーザー登録はこちら
※既に医療機関等に所属する場合は不要です。

ログインはこちら
すでにマイナポータルを登録済みの場合は不要です。

Step3 健診実施機関等【モバイル端末等】の
各種申請をクリック



Step4 利用開始申請をクリック

マイナ資格確認アプリ
マイナ資格確認アプリに関する情報についてご確認ください。

利用開始申請
こちらからマイナ資格確認アプリの利
用開始申請を受理いたします。

利用開始申請の手続きが完了すると、ユーザー登録時に登録した
メールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されま
す。
メールが届くまでに、2日～1週間程度お時間をいただいております。
あらかじめご了承ください。

3 アプリのダウンロード

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアプリストアからダウンロードの
うえ、手順に沿って機器の設定等をお願いいたします。
（右記の二次元コードからダウンロード可能）



iOS



Android



Windows

補助金申請

裏面の内容を確認のうえ、医療機関等向け総合ポータルサイトから補助金申請を行ってください。

お問い合わせ先：オンライン資格確認コールセンター

0800-080-4583（通話無料）

月～金 8：00～18：00
土 8：00～16：00（いずれも祝日を除く）



お問い合わせ
フォームは
こちら

健診実施機関（保険医療機関（医科））の皆様へ

令和7年10月

健診実施機関
（保険医療機関（医科））向け
マイナ保険証を基本とする
仕組みへの移行にむけて
オンライン資格確認
（資格確認限定型）
の導入をご検討ください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

従来の健康保険証の有効期限満了を見据え、 オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を是非ご検討ください

✓ マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

- ・ 昨年12月より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。
- ・ 従来の健康保険証の有効期限は最長で令和7年12月1日までであり、有効期限が満了した方は、マイナ保険証か、資格確認書を利用して資格確認を受けることとなります。

✓ 健診実施機関における保険資格確認の実施方法

健診実施機関において、オンラインでの保険資格の確認を必要とする場合には、以下の方法で確認が可能です。

① 外来と同様に、顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る 「オンライン資格確認（既存型）」



② 健診実施機関のモバイル端末等でマイナンバーカードを読み取る 「オンライン資格確認（資格確認限定型）」



③ マイナンバーカードと受診者のモバイル端末を用いて行う 「マイナポータル」の保険資格画面の確認の組み合わせ



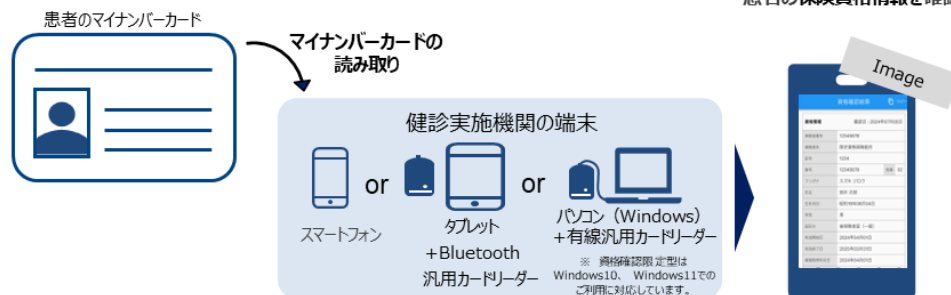
※ ④「マイナンバーカードと資格情報のお知らせの組み合わせ」、⑤「資格確認書による確認」も可能です。

すでに①「オンライン資格確認（既存型）」を導入している医療機関等においても、**健診センター棟が別棟にある場合やバス健診など、導線が異なる場合**も、簡素な仕組みによりオンラインでの保険資格の確認が可能となるので、**②「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入をご検討ください。**

✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- ・ 健診実施機関で準備したモバイル端末等を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- ・ 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認と比べ、**保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みのため、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧はできません。**

患者の保険資格情報を確認



✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入等）に対して費用補助を行います。

補助対象の機器



スマートフォン



タブレット（※）

※ マイナンバーカードの読み取り機能の無いタブレットではBluetooth汎用カードリーダーが必要です。



パソコン・タブレットに接続する汎用カードリーダー

補助額：最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）

申請期限：令和8年1月15日

詳細は、右記二次元コードよりご確認ください。



最短2日で導入可能！

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入手順

ご不明点は
コールセンターまで

1 端末等の選定/購入

オンライン資格確認が実施できる機器を選定のうえ、購入してください。
※購入した際の領収書は補助金申請の際に必要になります。
大切に保管をお願いいたします。



対象の機種
はこちら

2 ポータルサイトでのユーザー登録/利用申請

- ポータルサイトでのユーザー（アカウント）登録を行ってください。
- 登録後に、ポータルサイトへログインし、以下を参考に利用申請を行ってください。

Step1 施術所等向け総合ポータルサイト
でのユーザー（アカウント）登録

令和6年4月から、施術所・健診実施機関において
オンライン資格確認（資格確認限定型：資格情報のみを
取得できる簡素な仕組み）をご利用いただけます。

施術所等向け
総合ポータルサイト

新規ユーザー登録はこちら
ログインはこちら

ユーザー登録の詳しい手順は、
ユーザー登録手順書をご覧ください。

Step2 施術所等向け総合ポータルサイト
にログイン

新規ユーザー登録はこちら
ログインはこちら

Step3 各種申請をクリック

オンライン資格確認
とは？

導入準備

各種申請
各種申請される方はこのメニューから
お進みください。

Step4 利用開始申請をクリック

マイナ資格確認アプリ
マイナ資格確認アプリに関する情報についてご確認ください。

利用開始申請
こちらからマイナ資格確認アプリの利
用開始申請を実施いただけます。

詳細を表示

利用開始申請の手続が完了すると、ユーザー登録時に登録した
メールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付され
ます。
メールが届くまでに、2日～1週間程度お時間をいただいております。
あらかじめご了承ください。

3 アプリのダウンロード

「マイナ資格確認アプリ」を一般のアプリストアからダウンロードの
うえ、手順に沿って機器の設定等をお願いいたします。
（右記の二次元コードからダウンロード可能）



iOS



Android



Windows

補助金申請

裏面の内容を確認のうえ、施術所向け総合ポータルサイトから補助金申請を行ってください。

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター



0800-080-4583（通話無料）

月～金 8:00～18:00
土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）



お問い合わせ
フォームは
こちら

健診実施機関（保険医療機関（歯科）、薬局、
保険医療機関以外の施設、保険者の方）の皆様へ

令和7年10月

健診実施機関
（保険医療機関（歯科）、薬局、
保険医療機関以外の施設、保険者の方）向け

マイナ保険証を基本とする
仕組みへの移行にむけて
オンライン資格確認（資格確認限定型）
の導入をご検討ください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

従来の健康保険証の有効期限満了を見据え、 オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を是非ご検討ください

✓ マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

- 昨年12月より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。
- 従来の健康保険証の有効期限は最長で令和7年12月1日までであり、有効期限が満了した方は、マイナ保険証か、資格確認書を利用して資格確認を受けることとなります。

✓ 健診実施機関における保険資格確認の実施方法

健診実施機関において、オンラインでの保険資格の確認を必要とする場合には、以下の方法で確認が可能です。

① 外来と同様に、顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る
「オンライン資格確認（既存型）」※保険医療機関・薬局のみ



② 健診実施機関のモバイル端末等でマイナンバーカードを読み取る
「オンライン資格確認（資格確認限定型）」



③ マイナンバーカードと受診者のモバイル端末を用いて行う
「マイナポータル保険資格画面の確認」の組み合わせ



※ ④「マイナンバーカードと資格情報のお知らせの組み合わせ」、⑤「資格確認書による確認」も可能です。

すでに①「オンライン資格確認（既存型）」を導入している医療機関等においても、**健診センター棟が別棟にある場合やバス健診など、導線が異なる場合**も、簡素な仕組みによりオンラインでの保険資格の確認が可能となるので、**②「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入をご検討ください。**

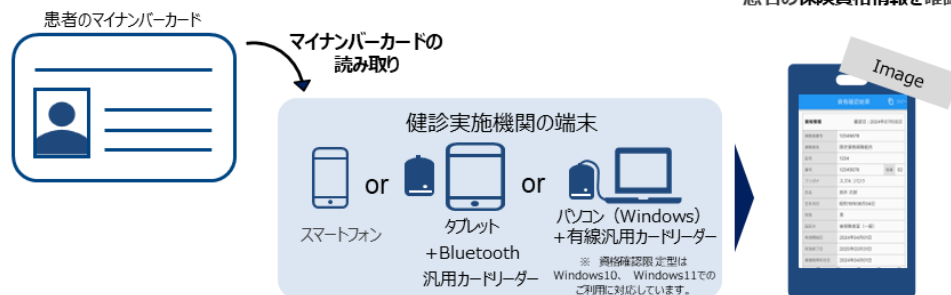
✓ 施術所等向け総合ポータルサイトについて

- オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
- ユーザー（アカウント）登録が未完了の方は裏面の手順を確認し、ご登録ください。

✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 健診実施機関で準備したモバイル端末等を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、**患者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認と比べ、**保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みのため、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧はできません。**

患者の保険資格情報を確認



✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入等）に対して費用補助を行います。

補助対象の機器



スマートフォン



タブレット（※）

※ マイナンバーカードの読み取り機能の無いタブレットではBluetooth汎用カードリーダーが必要です。



パソコン・タブレットに接続する汎用カードリーダー

補助額：最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）
申請期限：令和8年1月15日